

イラン・イスラム共和国及び日本国外務大臣による共同声明

2013年11月10日

岸田文雄日本国外務大臣は、2013年11月9日及び10日にイラン・イスラム共和国を公式訪問し、ジャヴァード・ザリーフ・イラン・イスラム共和国外務大臣と日・イラン外相会談を実施した。両外相は、双方が国際社会における責任ある立場にある者として、国際社会の諸課題に取り組む際に、建設的な役割を果たす決意を確認し、両国間の長きに亘る友好関係の更なる発展のための方途について探求するとともに、地域及び国際社会の課題に関する意見交換を行った。

1. 二国間関係

(1) 両外相は、本年9月のニューヨークにおける国連総会の際の、日・イラン外相会談及び首脳会談に言及しつつ、相互理解と協力の更なる深化のため、両国ハイレベルによる政治協議の継続及び強化の重要性を強調した。両外相は、かかる政治協議が地域及び世界全体の平和、安定及び経済的繁栄に肯定的な影響を与えるであろうことを認識した。

(2) 両外相は、政策調整、領事及び人権等の分野で、ハイレベルを含む様々なレベルでの対話を促進する用意を表明した。

(3) 両外相は、両国の文化関係の更なる発展の意義に言及しつつ、教育機関やシンクタンクを始めとする多様な団体の参加を得て、様々なレベルで、知的交流や学生交流を推進していく必要性につき一致した。

(4) 両外相は、前述の首脳会談の際のやりとりを想起しつつ、二国間のみならず国際的な観点から環境問題に対する協力の重要性について強調し、湖や湿地の保全といった環境分野での協力を実行する意図を表明し、日本が有する環境分野に関連した経験及び技術的知見を双方で共有し、様々なレベルで関係者による相互訪問を行うことに対する熱意を表明した。

(5) 両外相は、2009年の日・イラン外相会談の際に発表された共同声明に基づくアフガニスタン支援のための日・イラン協力が進展していることに満足の意を表明した。岸田外相は、イランが麻薬対策の実施やアフガニスタン難民受け入れのために行っている努力に敬意を表し、これに対してザリーフ外相は、世界第二位の規模のアフガニスタン支援国として日本が果たしてきている効果的な役割について感謝の意を表明した。両外相は、麻薬密輸対策支援やアフガニスタンの国境管理のための能力構築支援、アフガニスタン難民のイランからの自発的帰還に対する支援及び人道支援

に関する更なる議論による緊密な協力に関心を表明した。

2. 地域及び国際社会の課題

(1) ザリーフ外相から、イランの核問題に関する最近のイランと EU3+3 とのジュネーブにおける協議及び IAEA との協議の結果について岸田外相に対して説明し、核兵器がイランの防衛ドクトリンに何の位置づけももたないと繰り返し述べた。岸田外相は、核兵器を保有する意図はないとするイランの立場を評価し、相互の更なる取組がイランと EU3+3 の信頼醸成につながると述べた。両外相は、外交的取組を通じたイランの核問題の早期解決の重要性を考慮しつつ、同問題の解決に向けて全ての関係者が真摯なアプローチで協議に参加することが重要であるとの認識を共有した。両外相は、同問題の望ましい最終的な解決策に到達するための外交的努力を継続することの必要性を強調し、このことに向けて両国が協力していくことを確認した。岸田外相は、EU3+3 や IAEA と真剣に取り組むローハニ新政権による建設的なアプローチを歓迎し、このような新たな雰囲気のもとで、イランの核問題が特定のタイムフレームの中で早期に解決されることを希望した。岸田外相は、また、ジュネーブにおいてイランと EU3+3 との間で行われた3日間の交渉中での進捗を歓迎した。これに対して、ザリーフ外相は同分野において適切な貢献を行うとする日本の立場を歓迎した。

(2) 両外相は、軍縮・不拡散に向けた自らの責務を強調しつつ、この分野における議論を行うために、日・イラン軍縮・不拡散協議を再開する意思を再確認した。

(3) 両外相は、暴力の停止、政治対話の開始及び劣悪な人道状況の改善がシリアにおける喫緊の課題であり、ジュネーブ2会議の果たすべき重要な役割について留意した。また、両外相は、シリアにおける化学兵器の使用は他の地域にも影響を及ぼしうる重大な国際法違反であるとの認識を共有した。両外相は、化学兵器禁止機関

(OPCW) による決定及び国連安保理決議2118の採択を歓迎した。両外相は、シリア国内の状況改善のために国際社会と建設的に協力する用意を表明した。

(4) 両外相は、中東地域における非大量破壊兵器地帯の創設に向けた国際的な取組みを歓迎した。

(5) 両外相は、海上安全保障と航海の安全を確保することの重要性を強調した。両外相は、また、ペルシャ湾も含め国際公共財としての海洋における平和と安定の重要性について一致した。両外相は、ペルシャ湾と太平洋とをつなぐシーレーンにおける法の支配の尊重並びに制限のない貿易及び航行の自由の意義を強調し、その国際経済に対する肯定的な影響に留意した。

(了)